

2026年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 早川 純午  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。  
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1. 安心できる介護保障

##### ★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

現在、第10期計画の策定中のため、同計画期間の介護保険料は未定です。  
応能負担については、国の動向を注視し検討を進めていきます。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減

免割合を改善してください。

当市の減免制度は、年金支給額増額に合わせて、収入額要件を変更しており、拡充は考えていません。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

低所得者への減免制度の実施・拡充は考えていません。

④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

介護保険施設、社会福祉法人が運営する短期入所の利用者に対する食事、居住費の助成制度を実施しています。

## (2) 介護保険サービス

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

過剰なサービスにならないよう、アセスメント結果に基づく公正中立なケアマネジメントとサービスが提供できるように努めていきます。また、国が示す報酬単価に基づき現行相当サービスを実施します。

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

国の動向を注視しつつ、制度の採用の有無を検討しております。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

福祉用具貸与の対象品目については、適正な給付となるように取り組んでおります。

また、軽度者に対する福祉用具の貸与の特例給付制度の適正な活用により、要介護度に関係なく、真に必要な方が利用できる給付体制を整備しております。

## ★(3) 訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

国の補助金等が活用できる機会があった際、積極的に周知を図り、在宅サービスの維持・確保に努めていきます。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

施設整備につきましては、医療と介護双方を必要とするニーズの増加に対応するため、第9期介護保険事業計画中に介護医療院25床の整備を予定しております。

また、今後の施設整備等の必要性について、第10期介護保険事業計画策定で審議していきます。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

特例入所の指針について、事業所等に対して積極的な周知及び制度の適正利用を促しています。

#### ★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

市独自の人材確保等の施策として、個人に対する介護職員初任者研修の受講料の補助、事業所に対する職員の各種研修の受講料の負担金等の補助を実施しています。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

財政支援の実施は予定していませんが、運営指導等の機会を通じて、事業所等に対して、安全な体制作りをしてもらえるように指導しています。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

長時間労働につきましては、適切な勤務体制となるように運営指導等で指導しています。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

定期的に市内の事業所の夜勤体制の実態調査を実施しています。

#### ★(5)高齢者福祉施策の充実

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

高齢者の中等度加齢性難聴者を対象とする補聴器購入の助成制度については、令和8年4月から実施しています。

聴力検査につきましては、西尾市人間ドックの検査項目にありますので、こちらをご利用いただきたいと思います。

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

交通手段の確保が困難な高齢者が通院や買い物等のためにタクシーを利用する場合

に使用できる助成券を交付しています。

## **(6)認知症高齢者の福祉施策の充実**

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

本市では、第9期計画の認知症施策にかかる部分を「認知症施策推進計画」として位置付けています。第10期計画にも同様に位置づける予定です。

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

賠償補償制度を保険料の本人負担無料で実施しています。西尾市高齢者おかえりネットワークの登録に併せて受付を行い、行方不明になるおそれのある高齢者の事前把握、早期発見に努めています。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

現時点で実施予定はありませんが、今後も他市の状況を注視し、調査、研究していきます。なお、個人や家族が気軽に実施するチェックリストを認知症支援ガイドブックにて掲載しています。

## **(7)第10期介護保険事業計画の作成**

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

策定委員会については、傍聴席を設け資料を用意するなどしています。

- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

サービスの利用状況及び供給体制を考慮しつつ、適切なサービスの供給体制の整備に努めます。

## **★(8)障害者控除の認定**

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

要介護認定と障害者控除認定は判定基準が異なるものであり、要介護認定結果又は障害高齢者自立度のみをもって一律に障害者控除の対象とすることは困難であると考えられます。障害者控除については関係法令に準じた取扱いをしており、要介護度及び障害高

齢者自立度の双方の要件で判断することが適切であると考えております。

認定書の自動送付につきましては、昨年度より前年分を発行した方を対象に1月中旬に実施しました。なお、全件発送につきましても前向きに検討してまいります。

## 2. 国保の改善

### ★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

厚労省は、都道府県内の国保料(税)の完全統一について「原則15年度までに達成」することを「保険料水準統一化 新・加速化プラン」(案)にて示しています。本市の保険税率は、県標準税率まで到達しておらず、統一化に向け県標準税率とすることが必要となります。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

令和4年度から7年度まで税率を据え置いたため、国保財政は逼迫をし、本市の基金、剰余金は底をつくこととなりましたので、保険税の引き下げに使う財源はございません。

### ★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

低所得世帯に対する減免はすでに実施しているため、拡充することは考えていません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

18歳までの子どもの均等割保険料(税)1/2 軽減は、9年4月から実施されます。国の法律に基づく軽減分に上乗せして減免することは考えていません。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を拡充することは考えていません。

### ★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

現在西尾市では上記制裁措置は行っておりません。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

滞納処分をすることによって加入者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合は、法令に則り滞納処分の停止、欠損処理を行っています。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

滞納者への差押えは、法令に則り行っています。また、給与の差押えにあたっては、差押え禁止額を確認のうえ差押えを行っています。

#### ★(4)保険料(税)の統一への対応

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

国の「保険料水準統一化加速化プラン」に則し、県下にて足並みを揃えていく必要がありますので、本市のみが反対することはいたしません。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

同じ県内であれば同じ所得や世帯構成なら、どの市町村に住んでいても同じ保険料(税)となり、不公平感がなくなります。

都道府県単位の保険料(税)統一については、本市が意見を申し上げることはいたしません。

#### (5)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

制度を創設することにより保険税の引き上げに繋がることとなるため、創設は考えていません。

#### (6)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

基準を見直すことは考えていません。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

広報にしおや市ホームページ等で周知しています。

#### ★(7)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

国の基準に沿って、マイナ保険証をお持ちでない方に資格確認書を交付しており、マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)

には、申請いただくことで、資格確認書を交付していますので、すべての加入者に発行することは考えていません。

### 3. 生活保護・生活困窮者支援

#### (1) 生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

生活保護費については、国が定める基準により支給しています。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

申請手続きについては、窓口等で相談者の生活状況を確認し、申請意思を示した相談者に対しては、速やかに申請書を交付しています。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

申請手続きについては、窓口等で相談者の生活状況を確認し、「生活保護のしおり」を使用し、丁寧な説明を心がけています。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

住居のない相談者に対し、他自治体での相談を促すことはありません。施設入所につきましては、居宅がない場合のみ案内しています。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

エアコン設置費用については、保護の実施要領等に基づき支給しています。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

扶養照会については法の規定に基づき行っています。DV等の一部例外については照会を行っていません。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

車の使用については、一律に禁止することなく、個々の状況に応じて判断しています。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増

員してください。

ケースワーカー及び査察指導員については、必要な人員確保に努めています。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

現在、女性のケースワーカーを1名配置しております。また、単身女性の家庭訪問等には必要に応じて女性職員も同行して対応しています。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

ケースワーカーや面接相談員は、正規職員を配置しています。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

就労支援員については、経験豊富な人材確保に努めています。

- ⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

厚生労働省が作成した支給マニュアルにあるQ&Aによると、DV等で世帯を離脱した人の分は、元の世帯主へ給付するよう指導されており、本市もそれに基づいて支給いたします。また、認知症や障害者等を含めた周知方法として、新聞報道、本市のホームページ、ポスター等で啓発しております。

## (2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

本市は令和8年度より生活困窮者自立相談支援と重層的支援体制整備の2つの役割を担う新組織(つながりの輪サポートステーション)を開設し、制度の狭間の複雑化・複合化した市民の困りごとを丸ごと受け止めて多機関の連携協働により支援する体制に移行しました。このため、自立相談支援についてはこれまで直営のみでしたが、より幅広い支援を実施するため、事業の一部を社会福祉協議会に委託して、人員体制の充実強化を図っています。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

任意事業(就労準備支援事業、シェルター支援事業、家計改善支援事業、地域居住支

援事業、子どもの学習・生活支援事業)については既に実施しており、相談者に対し活用できる制度を案内しています。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

生活困窮者に対する手当支給は検討しておりませんが、必要に応じて生活保護制度を案内しています。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

低所得者世帯に対するエアコン購入助成については、現時点においては予定しておりません。

#### 4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

存続に努めます。

入院時食事療養費の助成については、現在のところ考えていません。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

令和8年4月1日から実施しております。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

精神障害者保健福祉手帳1, 2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしております。

精神障害者保健福祉手帳1, 2級を所持していない人の自立支援医療(精神通院)の窓口負担分医療費への助成を行っています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

後期高齢者福祉医療費制度の対象拡大については、現在のところ考えていません。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

妊産婦を対象とした医療費助成の創設については、現在のところ考えていません。

#### 5. 子どもの権利保障

## (1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

こどもの生活・学習支援事業として以下の2つを実施しております。

1つ目は、公益社団法人へ委託して実施している業務です。市内在住在学の小学5年生から中学3年生を対象として、毎週土曜日及び日曜日の午後、行っています。生活・学習支援のほか、月1回のおやつ提供を通じて子どもたちの居場所づくりを図っています。なお、令和8年度からは、生活困窮世帯等に限らず、対象学年であれば誰でも利用できる制度に変更しております。

2つ目は、市民ボランティア団体へ委託して実施している事業です。地域の大切な宝である子どもを家庭と地域で共に育てることを目的に、市内在住在学の小学1年生から中学3年生のうち、学校に行きづらさを感じている、放課後に安心できる居場所が必要である、あるいは生活習慣や食生活のサポートが必要と判断された児童生徒が利用可能となっております。週2回、カフェを会場にして、教員OBや大学生による学習・生活支援を行い、その後子ども食堂として夕食を提供しています。

また、子ども食堂を運営する団体に対して子ども食堂運営費補助金を交付しております。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

令和7年度にこども家庭センターを設置しました。センター長以下、統括支援員である保健師を始め、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、教諭、公認心理師、助産師及び保健師を配置し、各職種での多面的な支援を展開していくよう努めています。

## (2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

西尾市では、就学援助の所得判定基準額を「特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」を準用しており、1.3倍未満を認定しています。それ以外にも「児童扶養手当受給者」など7項目を認定要件として設けていますので、現時点での変更は考えていません。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

クラブ活動費は以前から支給対象としており、オンライン学習通信費も令和4年度から支給費目に追加し、支給内容を拡充しています。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

申請の受付については、学校と市役所窓口のどちらでも受け付けています。

また、毎年10月頃、市内全小・中学校及び義務教育学校からご案内のチラシを配布し

ており、そこに支給内容(申請期限)も載せています。なお、市ホームページの「就学援助制度」の掲載ページにもご案内チラシと申請書を載せ、そこから様式のダウンロードができるようになっています。今後も、より一層周知していく予定です。

### ★(3)義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

令和8年度は「学校給食費の抜本的な負担軽減に伴う公立学校給食費負担軽減補助金」および公費負担により小学校児童を無償化しています。

中学校生徒については、給食費の無償化は、子育て支援施策の一つであることは認識しておりますが、現状においては、給食費の無償化よりも、老朽化した学校施設の整備や、子どもたちにとって楽しく力のつく授業にするための教材を充実させていくことを優先していきたいと考えております。

なお、食材料費の高騰分については、令和4年10月から公費で負担しています。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

現在のところ義務教育全体の無償化は考えておりません。国や他自治体の動向を踏まえて検討してまいります。

### ★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

保育園、公立幼稚園に通園している3歳以上児の主食代は無料としています。副食代につきましては、月額4,500円徴収しますが、保護者が養育している18歳未満の児童で出生の最も早いものから数えて3番目以降の児童の副食代を免除しています。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

就学前教育・保育施設等における給食の提供方式につきましては、本市におきましてはそれぞれの地域の実情やこれまでの経緯に応じて、自園調理方式と給食センターからの搬入方式を継続してまいりました。外部搬入方式につきましても、専門職員による徹底した衛生管理や、安全性を確保した上での安定的な給食提供といったメリットがございます。一方で、施設規模や調理員の確保など自治体を取り巻く環境は様々であることから、各自治体が地域の実情に応じて適切な方式を選択できるよう、引き続き国の動向や制度のあり方を見守ってまいります。

### ★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

1歳児は5：1の基準にしています。3歳児については、18人以上になると補助の保育士を配置しています。令和9年度からは3歳児については15：1の配置

に、4、5歳児については、25：1の配置になるようクラス編成を行います。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

西尾市全体のバランスを考え、廃止・民営化・統廃合を含め将来的な保育需要を鑑み検討します。育休退園については、3歳未満児について受入れ枠が不足していることから、保育にかける児の入園受入れを優先していますが、施設整備や保育士確保など受け入れ態勢の整備に努めます。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

県が行う指導監査に、市職員及び指導保育士が同行し、実態把握に努めるとともに、指導を行っています。

- ④こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

西尾市では、保育所等の民営化について営利事業者の参入を認めていません。こども誰でも通園制度についても同様の取り扱いとしています。実施事業者への指導等については、国から示される基準等に従い適正に行っていきます。

## 6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

自治体独自の障害者への手当につきましては、障害の程度に応じて障害者扶助料を支給しているところですが、障害福祉サービス費が毎年3億円前後増加しており、その財源確保に努めているため、現在のところ増額する財政的な余裕はありません。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

グループホームにつきましては、介護サービス包括型が31施設、日中サービス支援型が2施設の合計33施設あり、令和5年度と比較すると、4施設増加しており、拡充が進んでいます。入所施設は2施設であり、今後も待機者の把握に努めていきます。

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

利用者の収入に応じて、月額1万円を上限に家賃を助成しているところではありますが、現在のところ増額する考えはありません。

3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

重度障害者を受け入れる日中サービス支援型のグループホームにつきましては、夜間及び深夜の時間帯に職員を2人以上配置した場合に「夜勤職員加配加算」を取得でき、2施設とも取得しています。現在は夜間の職員体制の補助や市独自の加算などを上乗せする考えはありませんが、国や県の動向の把握に努めます。

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

余暇利用を必要とする障害者・児に居宅介護、移動支援等を支給しています。

2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

地域により事業所の偏りがあることは認識しており、第8期障がい福祉計画のニーズ調査にて実態の把握に努めていきます。

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

令和6年4月の報酬改定に伴い基本報酬を増額しました。今後も障害福祉サービスの報酬改定に合わせて、増額を検討していきます。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

障害児の保育につきましては、実態の把握と体制整備に努めております。2026年4月時点における障害児の入園希望者数55人に対し、待機者数は0人となっており、現時点で希望される方への受入れは確保されております。今後とも、お子さんや保護者の皆様が安心して利用できるよう、必要な支援体制の充実に努めてまいります。

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

児童発達支援センターは、食事提供加算の要件を満たす場合、その費用を請求できます。児童発達支援の利用料は年齢要件により無償化の対象となっています。兄弟姉妹での利用時には高額障害児通所給付費等の補助があるため、給食費の無償化は考えており

ません。

- 3)「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

セルフプランは0件です。

- ⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起らない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起らないような支援策を講じてください。

障害福祉サービスの周知において、各種障害者手帳受け取りの際に、西尾市の障がい者福祉ガイドを配布する等、障害を持つ方を始めご家族等に、障害福祉サービスを広く周知し、必要な福祉サービスが利用できるよう努めております。

虐待認定した施設においては、改善を求める事項等を通知し、業務改善計画書と、計画実施後の業務改善報告書の提出を求め、改善内容を適宜確認しています。

- ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者が就労系のサービス等、介護保険にないサービスを希望される場合は本人の意向に基づき障害福祉サービスの支給を行っています。また、障害特性上、障害福祉サービスの利用が適切な場合は障害福祉サービスの利用継続を行っています

## 7. 予防接種

- ★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

非課税世帯の方は自己負担額を無料にしています。それ以外の方については、他の高齢者対象の予防接種と同様に無料化は考えていません。

- ★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの任意接種への助成については、1歳児と年長児を対象として各1回の助成、インフルエンザワクチンの任意接種についても、中学3年、高校3年相当を対象として各1回の助成を行っています。また、带状疱疹ワクチンの任意接種への助成については、定期接種の対象となる前に接種を希望される65歳以上を対象として令和7年7月から行っています。

高齢者肺炎球菌、高齢者を対象としたRSウイルスワクチンについては任意接種の助成は考えておりません。男性を対象としたHPVワクチンについては、現状では考えていませ

んが、国において定期接種化に向けた審議が行われており、国の動向に注視し必要性について判断してまいります。

## 8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

令和5年度から産婦健診の助成を2回に拡充しております。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

令和9年度から実施を予定しております。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

現行として、妊娠期には妊婦歯科健康診査、産後は歯周疾患検診として実施しております。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

今年度常勤の歯科衛生士を1名採用しました。複数配置については他の職種の採用も含め、考慮していきます。

## 9. 地域の保健・医療

①公立病院の経営形態を維持してください。

現在、西尾市民病院あり方検討委員会を設立し、経営形態の維持も含め、包括的な検討を行っています。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

医師・薬剤師・看護師の安定的な確保のため、独自の奨学金・修学資金制度を実施しています。今後も当該制度の実施を継続していきます。

**【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

### 1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

全国知事会・全国市長会を通じ、国の財政支援については要望をしていますので、市独自で意見書の提出は考えていません。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

現在のところ意見書の提出は考えていません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

現在のところ意見書の提出は考えていません。

- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

現在のところ意見書の提出は考えていません。

- ⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

現在のところ意見書の提出は考えていません。

- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

現在のところ意見書の提出は考えていません。

- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

現在のところ意見書の提出は考えていません。

- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。

国策として取り組むことが適当と考えているため、令和8年8月に代議士を通して国へ要望書を提出しました。

- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

現在のところ意見書の提出は考えていません。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

現在のところ意見書の提出は考えていません。

- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

現在のところ意見書の提出は考えていません。

- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

R8.4 実施済みです。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

国策として取り組むことが適当と考えているため、県への意見書の提出は考えていません。

⑤地域に必要な病床を確保してください。

現在のところ、意見書の提出は考えていません。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

現在のところ意見書の提出は考えていません。

以上